

米国国立公文書館所蔵 万延元年遣米使節関係文書について

Documents Relating to the First Japanese Mission to the U.S.A.
in Possession of the U.S. National Archives

YOKOYAMA Yoshinori

横山伊徳

はじめに

本稿は、2018年11月1日に米国国立公文書館ワシントンD.C.本館(NARA Archives I)およびメリーランド館(Archives II)において行われた、標記文書閲覧に伴う研究調査の報告である。今回の閲覧は、万延元年遣米使節子孫の会会長(当時)村垣孝氏、同会会員宮原万里子氏のご尽力によって実現したもので、両氏および同会には深く感謝申し上げます。なお、歴博共同研究「近世近代転換期東アジア国際関係史の再検討—日本・中国・シヤムの相互比較から」から福岡万里子氏(研究代表者)と彭浩氏も同行した。

1860年に日米修好通商条約の批准書交換のため正使新見豊前守正興、副使村垣淡路守範正、目付小栗豊後守忠順をはじめとする一行が、米国ワシントンに派遣されたことは周知のことであり、これに関する研究文献は多く、その事蹟や意義については本報告ではふれない。むしろ、近年同館から幕末対日関係史料(Notes from Japan regarding the Treaty of Yedo)ほかがNational Archives Catalog(以下、NARAデータベース)を通じてWeb画像公開されたことを踏まえて、前記閲覧の準備過程、実見、状況整理に取り組むことによる、初期の日米条約関係の史料の性格や伝来の知見を報告するものである。

ワシントンD.C.本館(Archives I)所蔵文書

①RG(Record Group)11:General Records of the United States Government,1776-2006

同館には、現用でない条約群がRG11に[Perfected] Treaty Seriesとして保管されている。この史料群を理解するためには、米国国務省がその保管する条約の目録をDepartment of State, *Subject index of the Treaty series and the Executive agreement series* (July 1, 1931)として刊行したものが必要である。同書で与えられたアルファベット順の国名に従った秩序が、公文書館に移管後も保持されている。つまり、同書にリストされた条約番号(TS#と表記)は、RG11中の条約を特定する番号として現在も有効である。

日本（および琉球王府）関係の条約等の番号を同書に従って列挙すれば、以下の通りである。

- #183 Japan March 31, 1854 Peace, Amity, and Commerce.
- #184 Japan June 17, 1857 Commerce and Consuls
- #185 Japan July 29, 1858 Peace, Friendship, Commerce, and Navigation
- #186 Japan January 28, 1864. Import Duties
- #187 Japan and Other Powers October 22, 1864. Simonoseki Indemnities
- #188 Japan and Other Powers June 25, 1866. Japanese Tariff
- #189 Japan July 25, 1878. Commerce
- #190 Japan May 17, 1880. Shipwreck Expenses
- #191 Japan April 29, 1886. Extradition
- #192 Japan November 22, 1894. Commerce and Navigation
- #193 Japan January 13, 1897. Patents, Trade-marks, and Designs
- #194 Lew Chew July 11, 1854. Friendship and Commerce

なお、参考までに琉米協約 #194 を NARA データベースに基づき目録記述を記せば次のとおり。

Compact of Friendship and Commerce between the United States of America and the Royal Government of Lew Chew (Ryu-bei Kyoyaku).

National Archives Identifier: 19027412

File Unit: TS #194 A[merican] O[riginal];

Compact, in English and Chinese, with Presidential Proclamation and U.S. Instrument of Ratification.

<http://catalog.archives.gov/id/19027412>

また、TS は基本的にマイクロ化されているが、そのマイクロ化番号は M1247 で、リール数は 64。上記の TS# に関係するリール番号 13 が TS#173-#186 を収め、同 14 が TS#187-#201 にあたる。今回は利用しなかったが、マイクロを利用する場合は M1247/rolls13-14 が日本関係の該当リールということになる。

②日米和親条約 (Treaty of Kanagawa/Perry Treaty) TS#183

今回は実見は実現せず。熟覧を期しつつ前後して調べたことは、次の通りである。

TS#183 には、日本文条文、英語文条文、オランダ語条文（日本側作成、アメリカ側作成）、漢文条文、さらに批准にあたって作成された日本文批准書が存在することが知られている。NARA データベースでは英語版のみ画像が表示される。その英語版調印条約文の目録記述は、

U.S./Japan Treaty of Peace, Amity and Commerce, March 31, 1854 (“Perry Treaty”)

National Archives Identifier: 299806

File Unit: TS#183 AO;

Record Group 11

<http://catalog.archives.gov/id/299806>

ということになる。

(1) 日本側の調印日米和親条約正文は安政江戸城炎上により失われたとされる。一方、米国側の保存する日本文正文のファクシミリ画像が当時公刊されていた。すなわち、上院版『ペリー日本遠征記』第二巻 (33rd Congress, 2d Session. Senate. Ex. Doc. 米国議会第 33 議会第 2 会期上院文書 No.79. Vol.II) 所収のものである。古くからその存在は知られていたのである。その第十二条 (*ibid.*, appendix p.14) は「十八ヶ月を過」となっている (Fig, 参照)。米国側に保存される日本文第十二条と、英文第十二条 (within eighteen months) とは異なった意味をもつものであることが了解できる。他方現在一般に使われている和親条約第十二条 (『旧条約彙纂』外務省条約局, 1930 年) では「十八ヶ月を過ぎすして」となっており、日本側の和親条約第十二条は英文と同意となっている。

事実『幕末外国関係文書』には、アメリカ側通訳ポートマンの蘭文訳から重訳の日本文を収めており、それには「各名字を其下に題する時日の後十八ヶ月を出すして、其条約を交付すへし」となっていて、アメリカ側の認識が調印時から十八ヶ月以内であることを、幕府側はオランダ文を通じて了解できていた筈である、といわれている。

以上から、常識的に考えれば、現在日本で通用している日米和親条約第十二条は、米国と取り交わされた条約が英文に同意となるよう改変されたものとみなさざるを得ない。このことは現在まであまり意識されているとはいえず、たとえば『法令全書』付録第四「各国条約書」や『幕末御触書集成』第 1 巻 41 号は『旧条約彙纂』の条文を採用している。

(2) 日米和親条約をめぐる外交史において、『ペリリ提督日本遠征記』の時点で、この問題は既に取り上げられた問題であった。すなわち、アメリカ側は調印後一年半以内の批准を取り決めたものとして和親条約第十二条を認識してきていた。すなわち、「条約調印の日から大統領並に上院によって適法に批准されてこれが日本に到着するまでの全期間は九箇月と二十二日であった」[同書, 岩波文庫版, 第 4 冊, 236 頁] ののである。すると当然ながら、批准書交換はただちに次の問題を引き起こした。「(日本側の) 条約謄本には十八ヶ月後に批准されることと書いてあり、吾々のものには十八ヶ月以内とかいてある」という問題である[同書, 243 頁]。この事態に直面してアメリカ側は「オランダ語訳と支那語訳とは英語と一致して居り、又それを基礎として日本語訳を含むあらゆる翻訳が作られたのであるから、日本語翻訳者の無智のためにこの齟齬が生じたのだと信じるに至った。又ここに使用されている『以内』という英語の意味を彼等(日本側)に説明すると、非常に穏やかにそれについての異議を全部引っ込めた」(同上)、というのである。念のためにオランダ語では *binnen* が使われ (現在 Google からアメリカの標準的条約集を検索・閲覧することが出来る。これらには和親条約のオランダ語版を参考掲載する)、なお漢文では「以今後十八箇月」となっている。『遠征記』の記述を信じれば、幕府は和親条約第十二条日本文をそのままに、アメリカ側解釈を容れ、十八ヶ月以内での条約批准書交換が行われた、ということになる。

(3) そこでいくつかの和親条約テキストを当たった。

(a) 『大日本古文書 幕末外国関係文書』(5-243) では、

「大君に致し、此事今々後十八ヶ月を過ぎ、君上許容の約条取替し候事」

とある。これは墨夷応接録、向山誠齋雜綴、高麗環雜記を典拠とし、米国側日本文と、多少の違いを除き、同文である。

(b) 国会図書館憲政資料室三条家文書の「日米和親条約写 (亜墨利加条約)」(3-49) には、第十二

条に

「大君に致し、此事今より後十八ヶ月を過ぎ、^(ママ)君主許容之約条取替し候事」

とある (https://www.ndl.go.jp/modern/img_1/002/002-006L.html)。これは、正確には調印された条約そのものの写ではなく、批准書に付けられた条約文のそれであり、安政元年十二月（批准書交換）に日本側で用意された批准用条約写本ということができる。つまり、批准書交換用の日本文第十二条は、基本調印時のものと同一のものが使われたと考えられる。このとき三条は武家伝奏であり、幕府から（所司代を通じて）この種の資料が届いたとき朝廷側で接することができる位置にあったと考えるが、憲政資料室のそれは、幕府からの公式文書そのものとは思われず、何れの段階で作成された写本である。なお、「君主」については、批准書交換に際して「君上」から「君主」へ改変されたと考えられる。このこと自体も興味深い論点を含んでいるが、ここでは主題からそれるので、その検討は別の機会に譲る。

(c) また幕府は、批准書交換後、ロシアおよびイギリスとの条約と併せて、安政二年八月に日米和親条約を大目付触として公布した（たとえば『井伊家史料』3-332）。この幕府触には別冊として日米和親条約を取め（例えば、『鑽故紙』二「魯西亞・英吉利・亜墨利加御取替セ条約書」、国立公文書館内閣文庫、を参照）、これにも

「大君に致、此事今より後十八ヶ月を過ぎ、^(ママ)君主許容之約条取替し候事」

とある。幕府は日米和親条約第十二条を、文面にそぐわない事態が起こったとしても、調印された日本文正文を活かして周知する方針であったと判断できる。

(d) 時代は下って『締盟各国条約類纂』（外務省、1874年）にも、

「大君に致し、此事今より後十八箇月を過ぎ、君主許容の約定取換せ候事」

とある (p.4)。これも同前である。概ね、幕府、初期外務省は一年半後を批准期限とする条文を正文として考えてきたといえる。

なお、同書緒言には「縦文ノミニシテ横文ナク横文備ツテ縦文ヲ欠キ、未タ完全ナラス、故ニ事務調理ノ際或ハ隔鞋ノ恨ナキコト能ハス、…書中問々縦横ノ意義適切ナラサル者ナキニシモ非ス、然リト雖、両国君主ノ批准或ハ委員ノ鈴印ヲ経タル者ナレハ、敢テ之ヲ増損スル事ナシ」とある。当時の外務省では、条約文面に不適切な点や齟齬があっても、条約文面はそのまま保持するという考えがあり、そうした考えに従えば、当時既に失われていたとは言え調印正文と同じ系統の第十二条に正統性を認めていたといえよう。その一方で、外務省にはそれとは異なる、英文に対応した第十二条文（『旧条約彙纂』系統のもの）も存在するという可能性を窺わせる。

(e) ところが実際、十年後の『締盟各国条約彙纂』（外務省記録局、1884年）では、

「大君に致し、此事今より後十八箇月を過ぎすして、君主許容の約定取換せ候事」

(p.739) という本文が採用され、ここで『旧条約彙纂』にいたる条約第十二条改変条文が登場する。これが、英語版日米和親条約の条文に対応するものであり、現在の日米和親条約の第十二条条文の基本となっていることは既に述べたとおりである。同書の編者である外務省記録局は緒言で、(明治七年の条約類纂後)「新訂補正ニ至リシ約款ノ未タ輯録ニ及ハサルモノ猶多キヲ以テ今茲ニ均ク蒐輯シ完備」したものであると謳う。この時点で和親条約日本文に「新訂補正」を施した（改変を施した条文を和親条約条文とする操作を行った）と考える。

(f) では、「十八箇月を過ぎすして」というテキストはどこに由来するのであろうか。(d) で示唆したように、既に初期外務省にはそうしたテキストが存在した可能性が考えられる。現在わかっている限りでは、『続通信全覧』類聚之部修好門条約・米条約一件乾に収められた「参照」にある「日本国米利堅合衆国和親条約」第十二条がそれに該当する。なお、「類聚（輯ではなく）之部」という目録表記は編纂が草稿の段階に用いられている（後に類輯之部）、という指摘があるので、当該部分は比較的初期に作成されていたものと推定される（該当部分の筆記もやや乱暴で後に清書を想定していたかも知れない）。

『続通信全覧』にはこの日米和親条約「参照」を収録した経緯は記されていない。外務省記録局による『続通信全覧』の編纂期は1874年から約十年間とされているので、このテキストが先述の如く比較的早い時期に編纂物に収録されたとすれば、『締盟各国条約彙纂』に収録されるに際しては十分な検討が可能である。しかし、『条約彙纂校訂ノ次第』（JACAR（アジア歴史資料センター）Ref.B06151026000、外務省外交史料館）の、収録条約構成案（1884年作成）では、日米和親条約については、「米国出版『ペルリ』報告中写真石板ニテ我全文ヲ載スルモノニ就テ校正、英文モ又然」とされており、和親条約第十二条を英文第十二条に対応して改変した文面を採用して公式条約集に収録する結論は突然で、『続通信全覧』の成稿を見通した人間の判断ぬきにはあり得ないであろう。(g) なお補足しておけば、日米和親条約には日米両国全権が署名した文面は存在しないことが知られている。他の言語に通じないことを互に前提としての措置であったとされる。ところがこの『締盟各国条約彙纂』版日米和親条約は、両者が署名したものとなっており、この一連の改変は条約の性格をも変質してしまったのである。

③下田条約（Treaty of Shimoda）

今回実見は実現せず。『幕末外国関係文書』は基本「堀田正睦外国掛中書類」を典拠としている。第二条中の「下官吏」が、『旧条約彙纂』では「ワイス・コンシュル」（Vice Consul）と改変されている。署名については、日本語版では「両国の全権調印」として曖昧な文章となっているが、英語版条文中では、英文版にはハリスの署名、日本文には井上・中村の署名という文言が明示されていて第八条のオランダ文規程とあわせ混乱のない形を取っていることは、よく知られている。書誌は、

U.S./Japan Convention of Commerce and Consuls, June 17, 1857;
Treaty Series #184,
Record Group 11,

となる。

④日米修好通商条約（Treaty of Yedo）

今回の実見の中心となる史料群の一つであり、ハリスとの調印から万延元年遣米使節派遣によって生成した一群の史料とすることができる。繰り返しになるが、RG11, Treaty Series は調印条約正本から批准書までのものを一括して番号を付与しており、遣米使節は批准書交換をワシントンで行うことを目的としたので、その公文書も #185 を構成する。厳密に条約手続上不可欠なものが Archives I の RG11 に管理され、将軍使節としての史料は Archives II の RG59 国務省文書の中で

管理されている。今回は、写真、筆記などを制限され実見のみ許されており、RG11配下の史料についてはNARAデータベースからもNational Archives Identifierなどは知ることができなかった。書誌は、

U.S./Japan Peace, Friendship, Commerce, and Navigation, July 29, 1858;
Treaty Series #185,
RG 11,

となろう。なお、#185の構成を考える上で参考とすべきは、村垣日記（『万延元年第一遣米使節日記』所収）で、日記にある品物で批准書交換に際して取り交わされたものは次のように整理できる（同書123頁）。

I 日本側の差し出したもの。

- i) 「条約書」和文にて大和錦装丁表紙、紅糸での大和綴、奥書に外国掛老中の名判、将軍の名印（^{ママ}緯武経文の朱印とある）を備える。すなわち批准書（b）。
- ii) 蘭文の訳添（c）
- iii) 「黒塗の箱」銀鉢（紐を通して箱を縛るための銀製輪であろう）、紅の紐、服紗は紅綸子（紅の紐で括った黒漆の箱を包んだものであろう）。すなわち（d）。

II アメリカ側の差し出したもの（日本側が受領したはず）

- iv) 批准書 英文にして、大統領・国務長官の名判を備える。正本。
- v) 蘭文の訳を綴り糸で添付
- vi) 「銀の金物打たる箱」赤蠟封印のある米国側批准書格納銀器を収める

III 相互に取り交わした批准書交換証書。すなわち（e）。

(a) 日米修好通商条約

日米修好通商条約は、その第十四条で規定されたように全部で四通作成された。アメリカ側には二通送られた。海難に備え重要書類を別々の船で送るというのは、近世のオランダ船でも見られる作法である。今回実見したNARA I, RG11, TS#185で管理されている日米修好通商条約は、①英語版（ハリスのみ署名、これにはおそらくはヒュースケンの筆になるオランダ語版がついている）と②日本語版（井上・岩瀬花押）とを正本とする。これらが、ブキャナン大統領の署名とカス国務長官の委任署名のある③副本批准書（instrument of ratification、正本は日本側が受領）と④大統領布告原本とに挟まれるかたちで一括となっている。これはTreaty Seriesの中の条約管理の状態としては一般的であるという。一括をしめすsealは、所謂sealing waxではなく布製と思われる封緘である。なお、別冊で⑤オランダ語版（和紙、通詞筆）がある。

日本側の通商条約正文は『幕末外国関係文書』（20-194）において、「外務省所蔵条約正本」が採用されている。なお、『旧条約彙纂』は日米全権の署名の形式を取っているが、日本側で管理されてきた日本語版日米修好通商条約（日本の外務省外交史料館のHPで公開されている）にもハリスの手記（署名）はない。

(b) 日米修好通商条約批准書

米国側の副本批准書のありようは (a) に述べたとおり。

日本側の批准書は、作成経緯はやや複雑である。すなわち、安政六年二月十五日に、下田奉行中村時万からヒュースケンに手交されたことになっている。このときの批准書には、条約（貿易章程を含む）に引き続き、批准文言が続き、そこには交換のために使節と場所などが次のように明示されている（『幕末外国関係文書』22-151, 外務省引継書類之内亜墨利加人渡来一件）。

「(前略) 此度水野筑後守・永井玄蕃頭・加藤正三郎二命し、華盛頓府ニ於而為取替、両国互に相守可申もの也

安政六年己未二月十五日

大日本帝国

外国事務老中

太田備後守

花押

間部下総守

同

源御諱 □ (原本が残れば最初の「経文緯武」印が用いられていたはず) 」

しかし、TS#185に残る日本側からもたらされた批准書は、その後の現実との整合性を図り、日米修好通商条約文を掲げ、批准文言は

「(前略) 此度新見豊前守・村垣淡路守・小栗豊後守に命し、華盛頓府において為取替、両国互に相守可申もの也

安政六年己未二月十五日

大日本帝國

外国事務老中

脇坂中務大輔 (花押)

源 家茂



」

となっている（『同書』に収録済み、図1参照）。

遣米使節が準備される過程で批准書がこのような改変されたことを『同書』は註記し、「米国政府所蔵条約正本」(TS#185所収)による文面を収録している。つまり、『同書』編纂時にこの改変は知られていた。また編纂者は、この改変が安政六年十月十七日江戸城本丸火災による原本焼失による、と指摘している。しかし、安政六年二月の時点で批准書自体は下田でヒュースケンに手交されたこと、そして、「酉年正月十六日於江戸善福寺ハリスより村垣淡路守請取之、久世大和守殿江返上之」という史料も、『同書』に引用されていることから、太田・間部署名入りの批准書は、ワシントンでの批准書交換の結果、文久元年正月にハリスから回収された、と考える。一方で、水野以下間部まで全員が所謂安政大獄で退けられ、しかも大獄の主役でもあった間部の失脚は同年末（十一月二十五日外国掛辞、十二月二十四日老中免）であることから、遣米使節派遣に際してのこうした改変は政治的産物だったし、直弼専制の到達点であった。この批准書文面（より広くは後述の「御条約箱」などまで含めた批准書全体）が新見らの出発（万延元年正月十七日）までの短い時

間で整えられたことを物語る興味深い史料である。

また、ここで用いられた朱印は最近徳川記念財団から公開された「経文緯武」銀印であり、後述する安政五年の将軍家定国書に用いられた最初の「経文緯武」銀印ではなく、(焼失後)作り直されたもの(国書とあわせ改印の最初の使用例)であると考えられる。

こうして作られた日本側批准書は、万延元年四月三日(一八六〇年五月二十二日、当時は日付変更線が未確立で一日日付がずれる)ワシントン国務省で交換された。このとき双方で交換証書(d)が作成される。村垣日記によれば、交換行為自体は事務的なものであった。

(c) 批准書蘭文とその袋

日本側批准書蘭訳文が手交されたことは既に指摘した通りである。この蘭訳文も、批准書に倣って(恐らくは)大和錦の表紙を用いて装丁され、和綴じされている。そして、図2に示す(白地の大和錦に金や緑の絹糸による刺繍を施したと思われる)袋の中に収められていた(福岡万里子氏の筆に係る、館内では閲覧のみ許されたので、館外で筆者と確認しながら作成、以下同じ)。

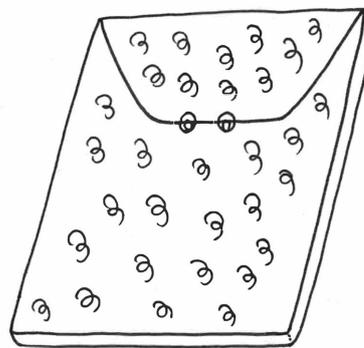


図2 日本側批准書蘭文袋

(d) 批准書箱

(b)と(c)とを入れた黒漆の箱。村垣日記にあるように、紫白房付赤色紐(紫白とは総紫との対概念で、紫糸のなかに数本の白糸を混ぜた房、ということ。武家の用いる房としては最高の格のものとされる。現在赤はかなり褪色している)も揃っている。今回最初に確認した際には、批准書箱はこの赤色紐の入れ物として使われていた。銀銃と服紗は伝わらないか?従来、日本側批准書類が菊紋章の黒塗箱に収められたという保存状況が知られていて、疑問視されていたが、今回の確認によって、その収納はいつかの時点で錯乱したものであると考えてよい、と判断している。

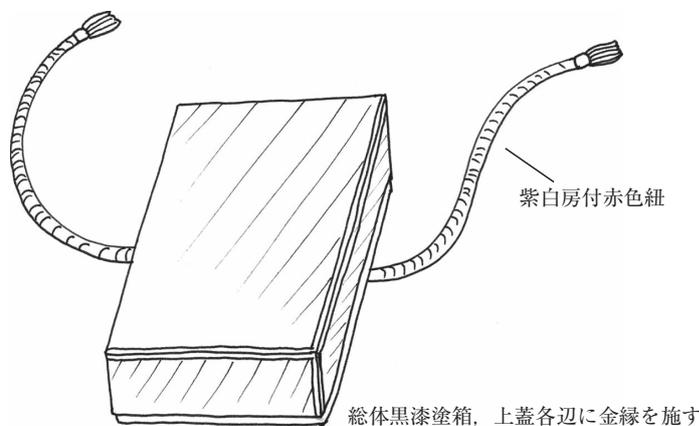


図3 批准書箱

この批准書箱は、遣米使節関係の日本側史料では「御条約箱」と呼ばれている。これに対して將軍国書の入った箱は「御書翰箱」と呼ばれている。国務省で交換されたのは、前者の條約箱である。これは中箱ともされ、「御仕立」（すなわち批准書）を入れたもので、日本側から米国側へ手渡された。一方、外箱（小長持）は御書翰箱も収め、全ての贈呈が終了後使節が持ち帰ることになっていた。

房や条約箱は、所謂安政条約の批准書が安政六年から万延元年にかけて各締結国に向けて準備されていたので、縹の色はイギリス、條約箱や外箱はオランダなどという具合に、他国とあわせて仕様が決まっていたようである〔『垂行御用留』〕。批准書そのものより大きなものなので、何らかの緩衝材が使われていたと考えられる。

Identifier など管理情報は不明。

(e) 批准書交換証書

万延元年四月三日（一八六〇年五月二十二日、同前の理由で一日日付がずれる）に国務省で批准書が交換されたことを示す証書。英文、蘭文、日本文があり、外務省にも同じ日本文がある（外務省外交史料館 HP 図4 参照。これによれば、両国全権の署名が各言語の証書になされ合綴された仕立と見える）。なお、『続通信全覧』にこの証書テキストが収められている。

メリーランド館 (Archives II) 所蔵文書

① RG59 国務省文書

RG59 国務省文書については多言を要しないであろう。今回のもう一つの目的は、万延使節の携えた將軍国書と関係史料の実見である。この前提には NARA データベースによって、RG59 のうちの 1 シリーズである Notes from Japan regarding the Treaty of Yedo の大部分が画像公開され、その多くが万延元年將軍国書関係であったことがある。ただし、この画像公開によって現物の一般閲覧が実現されたわけではなく、その大部分は researcher のアクセスは制限される、とデータベースには書かれている。そこで、村垣・宮原両氏の尽力で実見が可能となった次第である。まず存在状況が明らかにされた將軍国書贈呈に関する史料について報告を行う。なお、將軍国書については、荒木和憲の研究が共同研究の一部として進行中なので、国書の文面そのものの分析はここでは行わない。閲覧条件はワシントンと同一である。

②万延元年將軍徳川家茂国書

万延元年正月十六日付 (7/Feb/1860)。本国書（当時の史料では「御書翰」）は、同年閏三月二十八日使節がホワイトハウスで米国大統領から謁見を受けた際、正使新見正興が国書を持ち口上をのべたのち（名村五八郎が通訳）、大統領に手交したものである。大統領はこれに答え、その答書を書面で日本側へ手交した。③桐箱は成瀬善四郎が国務長官に手渡した。なお、国務長官宛老中書翰は蘭訳を添えて、その前日打合せの席で成瀬から手渡されている。NARA データベースは

Letter from Shogun Takugawa Iyemochi

the 16th day, the 1st month, the 7th year of Ansei Period (7/Feb/1860)

National Archives Identifier: 6883722

RG59

Series: Notes from Japan Regarding the Treaty of Yedo

となっている。この国書の文面は使節出発の直前まで定まらなかった（『井伊家史料』21-69, 『幕末外国関係文書』34-95), この起草過程における長野主膳の影響力は注目に値する。一方で、国書の用紙（「御書翰料紙」）は、城内御細工所で作られた。すなわち、安政六年十二月四日に金箔（色吉八千枚と焦箔一万枚余）、更に十五日に金泥が、細工頭から屏風師長谷川美濃に支給され、国書作成がはじまることになる。同じく料紙（間似合紙）を十五日から翌万延元年正月七日までに三回にわけて支給された。国書は十七折であり、式枚継が九通繋がれ、内式枚継一通が一枚（片面のみ）使われた。これに金箔、金泥を施し、後述の法量をもつ国書料紙が出来上がる。遺残しは同月十九日に返却となる。何れにせよ相当量の金箔が使われたことは数字の上からも、現物からも確認できる。

なお、批准書との比較のため「経文緯武」の印影画像（図5）と、NARAによる法量計測値を掲げる。

Measurement by Ms. Lauren Varga, Lead Conservator (NARA)

Description: Letter of Credence and Letter from the Commission on the Ratification of the Treaty of Yedo, 1858, Folded heavyweight yellow paper with gold decorations

National Archives Catalog <https://catalog.archives.gov/id/6883722>

Box: Wooden with green textile interior, outer dimensions 59cm x 16.8cm x 6.6cm (see ③)

Paper Substrate:

Overall length: 182 cm

Overall height: 45.72 cm

1st piece of paper: 93 cm

2nd piece of paper: 89 cm

Seal

Seal length: 90 mm

Seal width: 91 mm

Thickness of outer edge of seal: 3 mm

Folds -Width (cm) between the creases of the 17 folds

1. 9.5

2. 10.16

3. 10.16

4. 10.4

-
5. 10.4
 6. 10.4
 7. 10.4
 8. 10.4
 9. 10.4
 10. 10.4
 11. 10.8
 12. 10.8
 13. 10.8
 14. 10.8
 15. 11
 16. 11
 17. 11

Paper thickness

Top edge: 0.217 mm

Bottom edge: 0.211 mm

Left edge closet to seal (top, middle, bottom) : 0.193 mm, 0.198 mm, 0.196 mm

Right edge (top, middle, bottom) : 0.233 mm, 0.268 mm, 0.256 mm

③御書翰箱

將軍国書は、書翰箱、袋、内家、外家、外々家に入れる予定であった。しかし、批准書を入れた条約箱と一緒に小長持に入れて搬送することになったので、外家、外々家は不要となり、内家に錠前を付けることとなった。内家はNARA データベースの画像には見当たらない。

書翰箱（図6）は上島桐冠蓋内ほぞ留、長さ一尺九寸五分、横五寸五分、高さ四寸五分。内張は大和錦裏打、鈕は一つで花菱形、紅唐糸八ツ打、房付。

④使節一行芳名帳

これは米国において作成されたものであろう。NARA データベースでは

Autographs of the Japanese Embassy and Suite

National Archives Identifier: 6883702

RG59

Series: Notes from Japan Regarding the Treaty of Yedo

<https://catalog.archives.gov/id/6883702>

である。ケース（ポートフォリオ）に入れた署名帳は以下の通り。ここにあるメンバーは1859年11月15日国務長官宛ハリス書翰（No. 52, Despatches from US Ministers to Japan, vol.2, 1858-1859, RG59/133-R2）に収められた“List of Japanese Embassy to the United States”に対応している。

-
1. “Autographs of the Japanese Embassy Suite, Washington June 1st. 1860” (表紙)
 2. “Simme Boogen no Kami.” “新見豊前守” (image no.5)
正使。正興。
 3. “Muragáke Awádsi no Kámi.” “村垣淡路守” (image no.6)
副使。範正。
 4. “Ogúri Búngo no Kámi.” “小栗豊後守” (image no.7)
目付。忠順。
 5. “Morita Okatáro.” “森田岡太郎” (image no.8)
勘定組頭。
 6. “Narúse Génsiro.” “成瀬善四郎” (image no.9)
外国奉行支配組頭
 7. “Tskáhara Jhugoro.” “塚原重五郎” (image no.10)
外国奉行支配調役
Secretary [for Foreign Affairs] of the 1st rank (Serabay akoo, i.e. Shirabe Yaku)
 8. “Hitáca Keizáburo.” “日高圭三郎” (image no.11)
徒目付
Inspectors of the 1st rank
(通例ヒダカとされる。)
 9. “Osacábe Tetstáro.” “刑部鉄太郎” (image no.12)
徒目付
Inspectors of the 1st rank
 10. “Miasáke ^xdju [^xduju と脚注] ^xgen =xg, hard. Doctor” “宮崎立元” (image no.13)
寄合医師
 11. “Moora Yama haku ^xgen. g hard. Doctor” “村山伯元” (image no.14)
御番外科
 12. “Matsmóto Sannojo.” “衾本三之丞”, “Yosida Sagozajemon.” “吉田佐五左衛門” (image no.15)
外国奉行支配定役
Secretaries [for Foreign Affairs] of the 2nd rank.
 13. “Námoura Gohátsiro.” “名村五八郎”, “Masóodsoo Sungero.” “益頭駿次郎” (image no.16)
箱館奉行支配定役格通詞 / Dutch Interpreter [at Hakodate],
普請役 / Treasury officer
 14. “Tsoóge Yosigoro.” “辻芳五郎”, “Cooli Sima Hicohatsiro.” “栗嶋彦八郎” (image no.17)
普請役 / Treasury officer, 小人目付 / Inspector of the 2nd rank
 15. “Susáwa Ishcogero.” “鹽澤彦次郎”, “Tateish Tokujúro:Tateish Onogero Tommy.” “立石得十郎” “立石斧太郎” (image no.18)
小人目付 / Inspector of the 2nd rank, 阿蘭陀通詞 / Interpreter, 得十郎倅 / son-in-law of
-

Tokujuro

「斧太郎」は現在は斧次郎として知られ、転写もオノジロとされる。Tommy というニックネームが記載されているのは同人のみ。

16. “Cavasake Domin. Doctor.” “川崎道民” (image no.19)

御雇医師

⑤安政五年將軍徳川家定国書

安政五年五月六日付。通商条約交渉の最終局面で締結を躊躇する幕府に対して、ハリスが締結延期を求める大統領への將軍国書を求めたことに応じて、ハリスに手渡されたものとされる。形式的には大統領からハリスに託された書翰への返書というものである。目録データベースでは

Letter [replying from the Shogun of Japan]

National Archives Identifier: 6883714

RG59

Series: Notes from Japan Regarding the Treaty of Yedo

<https://catalog.archives.gov/id/6883714>

とある。では、この家定国書はいつ本国に届けられたのであろうか。

この端裏「返書」(図7)の上部には鉛筆で

“accompanying Mr. Pruyn’s Despatch No.57 16 Oct. 1862.” (図8参照)

と記入されている。つまり、1862年10月作成の日本から送付された公文と一緒に扱われたことがわかる。ところが該当する公文 No.57 Oct. 16, 1862, Despatches from U.S. Minister to Japan, vol.4 (RG59/FMM133/R4) は、次の二つの附属文書を持つのみである。

encl. 1. Midusno and Itakura to Pruyn, 22nd day uruu 8th month 2nd year of Bunkyu

encl. 2. Pruyn to the Minister for Foreign Affairs, Yedo, 15 Oct. 1862.

この二つの附属文書はいずれも安政五年家定国書とは関係のないものである。この国書は主題が極めて限定的で、通商条約締結に伴って意味が失われる。こうした国書がいつ誰によって本国へ発送されたかの確定は、今後の課題である。

これは『幕末外国関係文書』(20-90)に水野忠徳雑録、聞集録を底本に漢文と書き下し文の写本が翻刻されている。当日に堀田正睦からハリスに手交された。テキストは漢文で、伝統的国書の形態を示している。

「返書」

肅復

亜墨利加合衆國

大統領皮兒設殿下

貴國往年以降屢求

兩國脩睦、幸慰靡鮮、且現今派領事官巴爾理士、

爲使節、齎書翰、謀使

兩國人民共通貿易永以安寧、詞旨懇款、感荷
曷已、乃宜以章程草案相示也、然期日不得不
緩者、以有我闔国会同商議之事也、幸諒察
之、併祈
貴国安全、不悉、
安政五年戊午五月六日
日本国源家定 □（経文緯武、図9参照）

⑥文久元年将軍徳川家茂国書

安政通商条約では、1862年1月1日からの江戸開市と、1863年1月1日から兵庫・大坂の開港と開市（新潟は保留中）を規定していた。その期限が近付くなか、幕府はその延期を条約国に要請することとなった。そのためハリスの勧告などをうけ、国書を各国元首に宛てた。そのうち米国大統領宛てのものが、本国書である。目録データベースでは

Letter from Minamoto Iémochi to the President of the United States
National Archives Identifier: 6883703
RG59
Series: Notes from Japan Regarding the Treaty of Yedo
<https://catalog.archives.gov/id/6883703>

となっている。万延元年徳川家茂国書と同じく金箔・金泥の料紙に書かれたものであるが、金箔の装飾性などは明らかに万延のものより簡素なものとなっている。この写（日本文）は、RG84.2 日本政府発日本語覚書集に収められている。

Greeting to the President of United States of America by the Tycoon, May 2 1861
(RG84.2, Japan Notes from the Japanese Government vol.5, no.40.)

として別に送られた。『幕末外国関係文書』（52-41）にそれが所収されている。念のため、本史料を翻刻しておく。

恭しく亜墨利加合衆國
大統領のもとに申す、我國と
貴國と條約を取結ひしより
このかた、数々の事務漸々に
ついてを得て、條約の書に載る処、
大かたハ是を施すに至りぬ、
しかるに彼條約の中、兵庫
およひ新潟の港を開き、また
江戸・大坂の市町にて外國の人
もの商ふ業を営むへき條は、
契りし如く行なハむとすれとも、

かすかす障の事あれは、暫く
開くへき期を延むとす、その細やか
なる事からハ、外國の事務に関れる我
老中久世大和守・安藤對馬守より
貴國外國事務大臣に申入へし、こハ
親しく懇なる意をもて、むへなはむことを
求む、且貴國平安をこれ祈る也、
文久元辛酉年三月廿三日
源家茂 □（経文緯武，図 10 参照。図 1，5 に同じと考えられる）

次に、本国書の英語版写を掲げておく。(RG82.2, No.40, vol.5, enclosure)

Greeting, I have to state to Your Majesty the President of the United States of America that since a Treaty was concluded between my Empire and the United States, the relations between the two countries have been in steady progress of organization and the time approaches that much of what is stipulated in that Treaty is to go into effect. But there are several obstacles in the way of execution of that article of the Treaty, which relates to the opening of the ports of Hiogo and Neegata and the admittance of foreign trade in the cities of Yedo and Osacca. I therefore desire to postpone the opening of the places above named.

More particular information on this subject will be communicated by the Members of my Council for Foreign Affairs Kudse Yamato no Kami and Ando Tsudima no Kami to the Minister of Foreign Affairs of the United States.

I hope that Your Majesty animated by friendly feeling will consent to this. I wish happiness and prosperity to the United States.

On the 23rd day of the 3rd
month of the 1st year of Bunkiu

Name of His Majesty the Tycoon.

あわせてオランダ語訳も掲げる。Identifier は將軍国書と同じ。

Met eene groet deel Ik aan
Uwe Majesteit den President der Vereenigde
Staten van America mede. Sedert mijn Rijk
het Traktaat met de Vereenigde Staten gesloten
heeft, wordt het aantal der aangelegenheden
van tijd tot tijd in orde gesteld; en hetgeen in
het Traktaat is geschreven, komt meerendeels
tot gelegenheid om ten uitvoer gebracht te worden.
Dan, om het Artikel van het Traktaat dat

de havens van Hiogo en Niegata geopend en de vreemde handel in de steden van Jedo en Osaka gedreven zal worden, naar de voorwaarde in werking te doen treden, zijn er onderscheidene beletselen. Zoo verlang ik om den tijd van de openstelling daarvan eens te verschuiven; en de nadere omstandigheden zullen door de Leden van Mijnen Rijkraad voor Buitenlandsche Zalen Koezé Jamatono Kami en Ando Tsoesimano Kami aan den Minister voor Buitenlandsche Zaken der Vereeningde Staten medegedeeld worden. Ik hoop dat Uwe Majesteit met een vriendelijk gevoelen er de toestemming aan wil geven; en Ik wensch om het geluk en den voorspoed der Vereenigde Steten[sic].

Den 23^{sten} dag der 3^{de} maand van het 1^{ste} jaar van Bunn Kuw.

Minamoto Jemotsie (L[ocus]. S[igilli].)

最後に NARA による法量を掲げる。

Measurement

Description: Letter from Minamoto Iemotsi to the President of the United State Delaying the Opening of Yeddo, Osaka, Hiogo and Niegata, folded heavyweight cream paper with gold decorations

National Archives Catalog <https://catalog.archives.gov/id/6883703>

Box: Wooden with cream paper interior decorated with gold leaf, outer dimensions 15.8 x 52 x 5.7 cm

Paper Substrate:

Overall length: 160 cm

Overall height: 43 cm

1st piece of paper: 76.5 cm

2nd piece of paper: 83 cm

Seal

Seal length: 90 mm

Seal width: 91 mm

Thickness of outer edge of seal: 3 mm

Folds-Width (cm) between the creases of the 16 folds

1. 9.0
2. 9.3
3. 9.5
4. 9.6
5. 9.8
6. 9.8
7. 9.9
8. 10
9. 10
10. 10.8
11. 10.4
12. 10.5
13. 10.5
14. 10.5
15. 11
16. 9.8

Paper thickness

Top edge: 0.379 mm

Bottom edge: 0.391 mm

Left edge closet to seal (top, middle, bottom) : 0.422 mm, 0.393 mm, 0.405 mm

Right edge (top, middle, bottom) : 0.396 mm, 0.378 mm, 0.400 mm

最後に、この実見にあたって一切の実務を取られた村垣孝氏と宮原万里子氏には重ねて感謝するとともに、米国立公文書館の各位の好意ある応接と深い見識に敬意を表するものである。

横山伊徳（東京大学史料編纂所教授，国立歴史民俗博物館共同研究員）

（2020年4月9日受付，2020年8月20日審査終了）

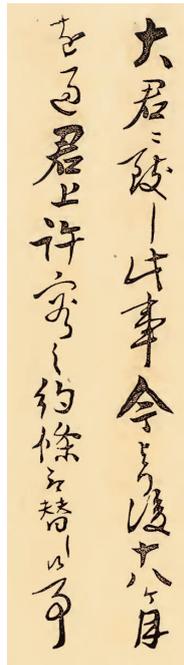


Fig. 日米和親条約第十二条（部分）
 33rd Congress, 2d Session, Senate. Ex. Doc. No.79. Vol.II (appendix. Facsimile of THE ORIGINAL TREATY WITH JAPAN, p.14) に収録。



図 1 批准書（家茂名璽と老中名判）
 村垣孝・宮原万里子両氏のご好意による。
 U.S./Japan Treaty of Peace, Friendship, Commerce and Navigation, July 20, 1858; Treaty Series #185, Record Group 11, National Archives and Records Administration, Washington, D.C.



図4 批准書交換証書(外務省蔵)
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/honsho/shiryo/akebono/image/11.jpg>



図5 万延元年徳川家茂国書
 (経文緯武朱印部分)
<https://catalog.archives.gov/id/6883722>



図6 将軍徳川家茂国書箱
<https://catalog.archives.gov/id/6883721>



図7 安政五年將軍徳川家定国書
<https://catalog.archives.gov/id/6883714>

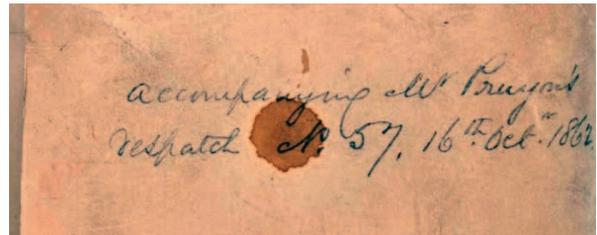


図8 同將軍徳川家定国書
 (拡大, コントラスト強化処理)

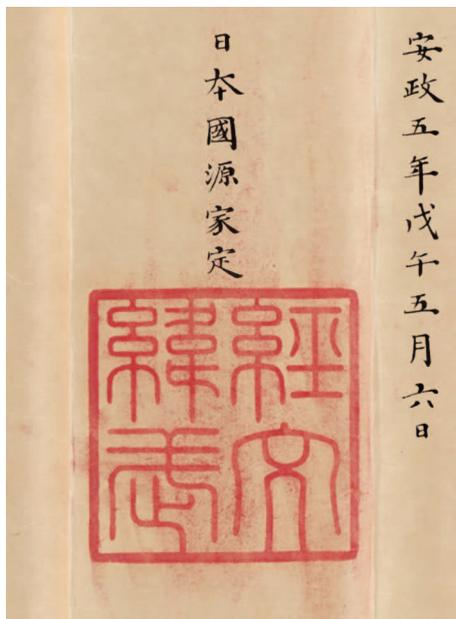


図9 同將軍徳川家定国書
 (経文緯武朱印部分,
 安政江戸城炎上以前のもの)



図10 文久元年將軍徳川家茂国書
 (経文緯武朱印部分)
<https://catalog.archives.gov/id/688703>